

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(調整給付金))の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(調整給付金))の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(調整給付金))の支給に関する事務
②事務の概要	【事務概要】 デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する中で、定額減税しきれないと見込まれる者に対して、「墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(調整給付金))」を支給する。 【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者の公金受取口座情報の取得、対象者へのプッシュ通知または確認書等の送付、返送された確認書等の受理(オンラインで申請も含む)、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付(プッシュ通知での支給決定は除く。)
③システムの名称	1 価格高騰重点支援給付金システム(定額減税補足給付金(調整給付金)) 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル(定額減税補足給付金(調整給付金))

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	福祉部副参事(臨時特別給付金担当)

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-2828
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-2828
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	墨田区のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署①部署②所属長の役	①福祉保健部厚生課 ②厚生課長	①福祉部地域福祉課 ②福祉部副参事(臨時特別給付金担当)	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-2828	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-2828	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年4月25日時点	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年4月25日時点	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		十分である (判断の根拠) 墨田区のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	